

総合医療特約・傷害医療特約・総合医療特約(R04)・傷害医療特約(R04)のお支払対象となる手術について

医科診療報酬点数表において、支払制限がある手術に関しては、一定の期間を設けて手術保険金をお支払いします。

一連の手術

医科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として列挙されている手術の中には、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術があります。

<体外衝撃波胆石破碎術を受けた場合の例>



公的医療保険

体外衝撃波胆石破碎術を受けた場合、手術料は一連の治療過程を1回の治療行為とみなして算定されます。

総合医療特約

同一手術期間(60日)中は手術保険金をいずれか高い倍率の1回のみお支払いします。(※)

総合医療特約(R04)

同一手術期間(60日)中は手術保険金をいずれか1回のみお支払いします。

(※)総合医療特約の場合、1回目実施が外来手術(5倍)で、2回目実施が入院中手術(20倍)のときは、入院中手術(20倍)の手術保険金のみをお支払いします。

手術料が一連の治療過程のうち1回のみ算定される手術(2022年4月1日現在)

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術	組織拡張器による再建手術	難治性骨折電磁波電気治療法
難治性骨折超音波治療法	超音波骨折治療法	体外衝撃波疼痛治療術
自家培養軟骨組織採取術	網膜光凝固術	鼓膜穿孔閉鎖術
唾石摘出術	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術	食道・胃静脈瘤硬化療法 (内視鏡によるもの)
内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	下肢静脈瘤手術(硬化療法)	胸水・腹水濾過濃縮再静注法
体外衝撃波胆石破碎術	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
体外衝撃波膵石破碎術	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
経皮的腎(腎盂)瘻拡張術	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象 コラーゲン注入手術	膀胱尿管逆流症手術 (治療用注入材によるもの)
経尿道的前立腺高温度治療	焦点式高エネルギー超音波療法	胎児胸腔・羊水腔シャント術
無心体双胎焼灼術	胎児輸血術	

1日につき算定される手術

医科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として列挙されている手術の中には、手術料が1日につき算定される手術があります。

<大動脈バルーンパンピング法を受けた場合の例>



公的医療保険

大動脈バルーンパンピング法を3日間にわたって受けた場合、手術料は1日につき算定されるため、1日目のほか、2日目以降もそれぞれについて手術料が算定されます。

総合医療特約・総合医療特約(R04)

手術保険金は、開始日1日目のみお支払いします。

手術料が1日につき算定される手術(2022年4月1日現在)

大動脈バルーンパンピング法	人工心肺	体外式膜型人工肺
経皮的心肺補助法	経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの)	補助人工心臓
小児補助人工心臓	植込型補助人工心臓(非拍動流型)	吸着式潰瘍治療法

○上記の対象手術は、医科診療報酬点数表の改定により変更することがあります。

○傷害医療特約および傷害医療特約(R04)では、不慮の事故でのケガにより上記の対象手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。